

令和元年 11 月 20 日

障害福祉サービス事業所及び支援団体 様
静岡県特別支援学校 学校長 様

認定 NPO 法人
オールしずおかベストコミュニティ

静岡県障害者文化芸術活動支援センター「みらーと」著作権研修のご案内

時下 ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。平素は当法人の活動にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、静岡県障害者文化芸術活動支援センターでは、著作権について、基礎編と応用編に分けて、セミナーを実施することになりました。

講師は、法テラス沼津法律事務所所属の弁護士山本明日香先生です。山本先生は、社会福祉士の資格もあり、障害福祉についてご理解のある先生です。

今年の研修は、基礎編は東・中・西部に分けて、それぞれの地区で、「著作権・所有権の基礎知識を学ぶ」をテーマに実施します。

また、応用編は、中部のみで、「作品の二次利用にあたって必要な権利保護」をテーマに実施します。障がいのある人を一人のアーティストとして、芸術活動の助けになる機会と捉え、是非ご参加をお願いします。

※別紙申込書に参加者氏名ほか必要事項を記入の上、12月28日までに、メールまたは、FAXでお送り下さい。尚、期日前でも定員になり次第締め切りさせて頂くことがあります。

敬具

【お問合せ】

静岡県障害者文化芸術活動支援センター
「みらーと」事務局
TEL:054-251-3520 (054-251-3515)

著作権研修の概要

障害のある人の権利擁護を学ぶ I		
〔基礎〕編 著作権と所有権の基礎知識を学ぶ		
一部	13:30～14:30(60分)	著作権と所有権の違い。著作権とは、どんなものか、なぜ必要か。また、所有権とは何かを学ぶ。
二部	14:40～16:30(120分)	事例の検討。実際に施設などで直面している悩みや疑問を、参加者全員で考え、グループ毎に発表し、質疑応答を交えて、解説を行う。
会場 ・ 日程	東部会場	令和2年1月14日(火) 13:30～16:30 *受付開始:13:00～ 静岡県総合健康センター会議室(三島市)
	中部会場	令和2年1月28日(火) 13:30～16:30 *受付開始:13:00～ 静岡県障害者働く幸せ創出センター会議室(静岡市葵区)
	西部会場	令和2年1月22日(水) 13:30～16:30 *受付開始:13:00～ 静岡県浜松総合庁舎 703 会議室(浜松市中区)
募集人員	各会場 25名	・定員になり切り次第募集終了 ・複数会場に参加しても可
*注意:〔基礎〕編の内容は、東・中・西部とも、同じ内容です。		

障害のある人の権利擁護を学ぶ II		
〔応用〕編 作品の二次利用にあたって必要な権利保護		
一部	13:30～14:20(50分)	著作権と所有権についての復習
二部	14:30～16:30(120分)	グループワークを通して、実際にあるトラブルをグループ内で検証をする。グループの毎発表した内容について解説・質疑応答。
会場 日程	中部会場	令和2年2月5日(水) 13:30～16:30 受付開始:13:00～ 静岡県障害者働く幸せ創出センター会議室(静岡市葵区)
募集人員	25名	・定員になり次第募集終了 ・「権利擁護II」からの参加可

対象者	障害福祉事業所職員・特別支援学校教諭、他
講師	法テラス沼津法律事務所 常勤弁護士・社会福祉士 山本明日香 氏

研修(セミナー) 参加申込書

返送受付期限:12月28日(土)

FAX: 054-251-3516

Mail: seminar@all-shizuoka.or.jp 「みらーと」事務局 松本 宛

参加希望 会場	参加希望研修に (○をお付けください)		
	基礎編 (東部 ・ 中部 ・ 西部)		応用編 中部
法人名 (学校は不要)			
事業所・団体・ 学校名			
参加者氏名			
住 所	〒		
TEL		FAX	
E-mail			
講師への質問			

※申込書に記載された個人情報は、この研修以外の目的で使用することはありません。